平成２２年（フ）第１２号
大分県国東市武蔵町丸小野1802番地
債務者　野田　保生
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
松江市八雲町日吉156番地18
債務者　先久　盛行
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
松江市学園南１丁目15番８―201号　メゾン野津
債務者　安井　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９号
松江市川原町288番地４　藤原アパート
債務者　板垣　隆久
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６１号
富山市婦中町砂子田81番地183
債務者　川本玉順こと　金　　玉順
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
富山市岩瀬萩浦町26番地
債務者　永井　智子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０号
富山市堀川町473番地　リシェス堀川Ｂ棟101号
債務者　杉木　健二
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
富山市白銀町９番６号、前住所京都府八幡市美濃山御幸16番地５
債務者　田原　泰子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
青森県弘前市大字城東北３丁目12番地10　ルナ・コーポレーション
債務者　奈良　大子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６４号
神奈川県横須賀市長沢１丁目27番41号　タウニーＩＮＫ103
債務者　風間　宏枝（旧姓森・中島）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市西逸見町１丁目無番地　海上自衛隊なるしお、居所兵庫県神戸市兵庫区笠松通９―２―９
債務者　村上　　豪
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９１号
神奈川県横須賀市三春町４丁目１番地９205号室
債務者　森田留美子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９２号
神奈川県横須賀市三春町４丁目１番地９205号室
債務者　山崎　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８０４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪328番地　メルベーユ203
債務者　三重　英子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０号
静岡県磐田市小島800番地
債務者　寺田　源三
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
静岡県浜松市南区東若林町159　メゾンドアベニュー412、住民票上の住所静岡県掛川市城西１丁目８番19号
債務者　ロイヤルこと　加藤　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係